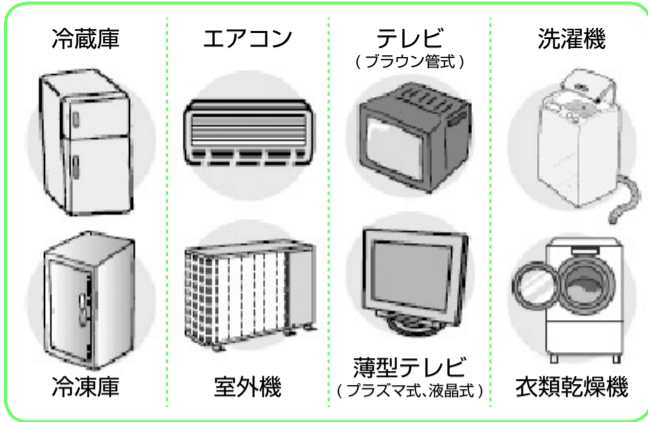


家電4品目はリサイクルするため市では収集できません。

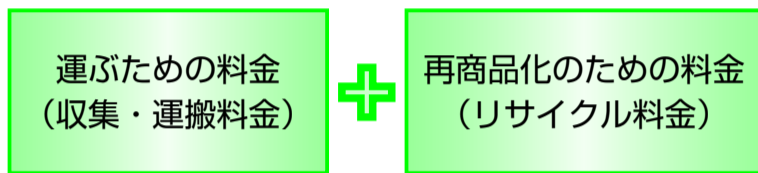
家電リサイクル法対象製品



特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が平成13年4月に施行され、ご家庭で不用になったエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機(衣類乾燥機を含む)の家電4品目は、リサイクルすることが法律で決められています。これらを廃棄する場合は、排出者が販売店等に収集・運搬料金とリサイクル料金を支払い、引き渡すこととなります。特にこれから買い替えを予定している場合は、購入する時点で販売店に申し出ることになるため、事前に確認しておく必要があります。よくある質問を中心にお知らせします。

Q どのくらいの料金がかかりますか？

A 販売店等を経由する場合、排出者が支払う料金は以下の2つです。



■収集・運搬料金
販売店または市内取次店に確認してください。

■リサイクル料金の目安(消費税込)

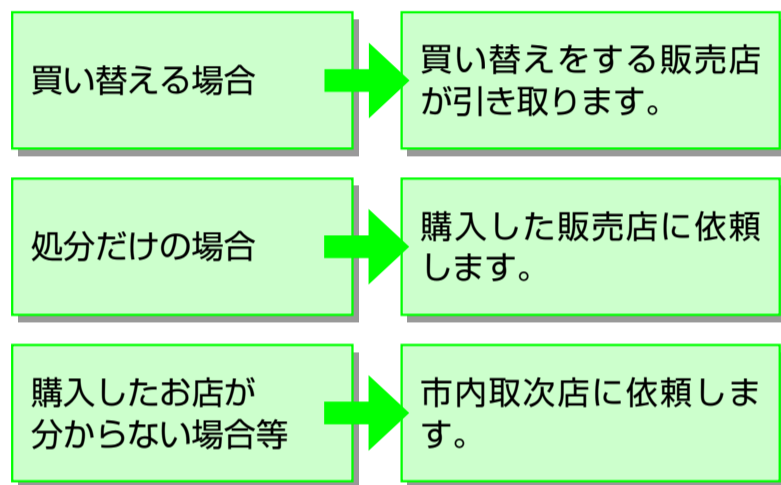
Table with 2 columns: 品目 (Item) and リサイクル料金 (Recycling fee). Rows include Air conditioner, TV (15 and 16 inch), Refrigerator/Freezer (170 and 171 cm), and Washing machine/Clothes dryer.

※製造業者等によって、リサイクル料金が異なりますので、あらかじめご確認ください。

家電リサイクル法対象製品について、詳しくは(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(☎0120-319640)にお問い合わせください。受付時間：午前9時～午後5時(日・祝を除く)【ホームページ】http://www.rkc.aeha.or.jp/

Q どのように廃棄すればいいですか？

A 買い替える場合、処分だけの場合等で排出方法が異なります。



■市内取次店一覧

Table with 3 columns: 店舗名 (Store name), 所在地 (Location), and 電話番号 (Phone number). Lists various electrical stores in the city.

不法投棄は厳罰が処される重大な犯罪行為です。絶対にやめてください。

不法投棄行為の発見または不法投棄物から所有者等が判明した場合は、法律により罰せられることがあります。不法投棄は絶対にやめてください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)より抜粋

【不法投棄の禁止】

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

【罰則】

第25条 不法投棄は5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金に処す。(罪の未遂も含む)

